

政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置に関する法律案要綱

第1 趣旨

この法律は、国等の資産のうち政府の外国為替資金特別会計における資金その他の安全かつ効率的に運用されることが必要なもの（以下「政府等特定資産」という。）の運用により生ずる収益を国の新たな恒久財源として活用することができるよう、政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置について定めるものとする。

（第一条関係）

第2 基本方針

政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置は、次に掲げる基本方針に基づいて講ぜられるものとする。

- (1) 政府等特定資産の運用は、政府等特定資産の管理及び運用を行う者から委託を受けた一の独立行政法人により行われること。
- (2) (1)の独立行政法人は、政府等特定資産の運用により生ずる収益のうち(1)の委託をした者に納付すべきもの以外のものを国庫に納付すること。
- (3) (1)の独立行政法人による政府等特定資産の運用は、委託を受けた政府等特定資産に係るそれぞれの政策目的が十分に達成されるように行われること。
- (4) (1)の独立行政法人においては、委託を受けた政府等特定資産の運用が一体的に行われることを通じて、安全かつ効率的な運用が図られること。
- (5) (1)の独立行政法人においては、経済、金融、資産運用、経営管理その他の当該独立行政法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する人材が確保されること。

（第二条関係）

第3 法制上の措置等

政府は、この法律の施行後一年以内を目途として、第2の基本方針に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（第三条関係）

第4 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

（附則第一項関係）

2 検討

政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置を講ずることを通じて新たに活用することができることとなる財源については、飲食料品等に係る消費税の税率を恒久的に零とする施策、社会保険料に係る負担を軽減するための施策その他の国民生活における負担を軽減するための施策を講ずるに当たって活用することについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則第二項関係)